域内に所在している旨を、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第９条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

３　「氏名又は名称」欄には、設備整備者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。

４　「７　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

（注）１　（１）①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○（①の対応する番号）のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。

２　「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第９条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

３　「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。

４　「７　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

③営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

（注）（１）①の発電設備の種類が営農型太陽光の場合に別紙２を記載の上添付すること。

（２）再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年　月　日～　年　月　日
ii	年　月　日～　年　月　日
iii	年　月　日～　年　月　日

（注）１　（１）①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

２　「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

（３）再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	年　月　日～　年　月　日
ii	年　月　日～　年　月　日
iii	年　月　日～　年　月　日

（注）（１）①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

（４）再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

（注）１　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

２　需要家に直接電力を供給する場合、電力供給に係る契約の状況（予定を含む。）を記載すること。

３　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

（１）農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

番号	取組内容	取組を行う地域	取組期間
ア			
イ			
ウ			

（注）１　取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間について具体的に記載すること。

２　申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

（２）農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

（注）１　（２）は、（１）が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。

２　「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

３　「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第９条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

４　「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない